

内閣府特命担当大臣 小此木 八郎 様

台風 21 号による暴風被害等への対応について（要望）

平成 30 年 9 月 4 日に本州を縦断した台風 21 号により、大阪府内では 8 名の尊い命が奪われるとともに、多くの負傷者が出たところです。

また、広範囲で大規模な停電が長期にわたり発生したほか、交通網の乱れや、現時点でも約 5800 件もの住家被害等が出るなど、住民生活や都市機能に大きな爪痕を残したところであります。

さらに、関西国際空港については、高潮による浸水被害や連絡橋の損傷など、国際拠点空港としての機能が損なわれており、関西経済のみならず、さらには我が国の経済への影響を考えると、早期の対応が必要です。

大阪府、府内市町村においては、今般の事態を受け、住民生活や都市機能等の早期の復旧に向け、緊急的な対応を行っているところですが、今後、政府におかれても、早期の復旧を図るため、必要な対応を行っていただくよう、下記のとおり要望いたします。

記

1 地域の実情に応じた被災者支援等の取組みへの支援

今回の台風は、大阪府内的一部地域で観測史上最大の瞬間風速を観測するなど、想定を大きく超えるものであり、府内各地において停電が発生するとともに、暴風による住家等（住居や学校、福祉施設、医療施設、文化財など）への被害も出ている。

しかしながら、住家については、一部損壊が多数発生しているが、全壊・半壊被害が少なく、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適

用は困難な状況である。

現在、大阪府をはじめ府内市町村において、様々な被災者支援等の取組みを行っているところであり、各種制度の要件緩和等を行うとともに、国庫補助負担金や特別交付税等により必要かつ十分な財政措置を強化・充実されたい。

【具体的な内容（例示）】

- ・一部損壊家屋への災害救助法、被災者生活再建支援法の適用
- ・損壊住宅等のがれきや倒木などの収集、処分、復旧等の費用に係る財政措置及び制度拡充
- ・学校園の校舎や体育館等の被災損傷の修繕費用に係る財政措置
(公私立の全校種)
- ・大阪府が独自制度として創設した、「大阪版みなし仮設住宅制度」及び「大阪版被災住宅無利子融資制度」に係る財政措置
- ・港湾施設その他の施設やインフラの復旧に係る財政措置

2 中小企業・小規模事業者や農業経営者への支援等

中小企業や商店街をはじめとする府内企業等において、建物損壊による被害のほか、停電や関西国際空港の旅客便及び貨物便の欠航等により、売上げの減少や生産、流通への影響が生じている。また、府内園芸施設の約三分の一に被害が出るなど、大阪の農業も極めて甚大な被害を受けたところである。

このため、府内の事業者や農業経営者の早期の経営回復に向け、金融支援をはじめ必要な支援策を講じること。

3 関西国際空港の早期復旧

大阪・関西のみならず我が国の経済活性化に重要な役割を果たしている関西国際空港は、基幹的な空港関連施設や連絡橋が損傷したこと、旅客便及び貨物便の欠航やアクセス鉄道の運休等が生じ、国内外の人流・物流ネットワークに甚大な影響が出ている。関西国際空港の国際拠点空港としての機能を迅速に回復し、本格運用を早期に再開す

ることができるよう、人的支援の継続をはじめ、施設の修復に向けた財政支援を行うこと。

また、この影響を極力抑えるため、関西国際空港が復旧するまでの間、緊急、暫定的な措置として、大阪国際空港及び神戸空港への代替措置を講じること。

4 訪日外国人観光客に対する多言語による災害情報の提供

今回の台風では、訪日外国人旅行者等に対する的確な情報提供の必要性が再認識され、大阪府では、発災時に、すみやかに多言語で、プッシュ型の情報提供が行える防災メールの配信システムの整備等に向けた検討を始めたところである。

こうした取組みは、国全体で取り組むべき課題であり、今後、国において、訪日外国人旅行者に対する的確な情報提供を図られるよう、放送事業者や交通事業者等、関係機関との調整を行うとともに、大阪府の取組みに対する支援を行うこと。

平成 30 年 9 月 11 日

大阪府知事	松井 一郎
大阪府市長会会長	阪口 伸六
大阪府町村長会会長	松本 昌親